

# 小川・鶴間地区の住居表示決定までの経過のお知らせ

住所整理事業を実施していくために、「新設する町区域及び町名」が決定するまでの経過を 下記のとおりまとめましたのでお知らせいたします。

## 記

1. 2012年に次期住所整理実施地区の選定を行い、2016年に小川・鶴間地区を実施することといたしました。
2. 小川・鶴間地区の実施にあたりましては、実施区域の町内会・自治会と商店会やNPOの代表者及び、区域に隣接する町内会・自治会の代表者合せて20人による「町田市町区域の新設に関する市民懇談会(以下「市民懇談会」という。)」を開催し、新町区域や新町名を検討していただきました。(計5回)
3. 市民懇談会での検討内容は、町内会・自治会の回覧で4回お知らせすると共に、町田市公式ホームページで5回お知らせいたしました。
4. 市民懇談会でまとめていただいた内容をもとに、市の案として2015年3月20日の「町田市住居表示整備審議会」へ諮問し、原案どおりの答申を得て、2015年6月2日に、新設する町区域及び町名の案として公示いたしました。
5. 上記案に対して区域内の方から、2015年6月29日に、住居表示に関する法律(以下「法」という。)第五条の二第2項の規定に基づく変更の請求書が提出されました。要旨は、「南町田」の名称に替わり「鶴間の地名が残る様に」求めているものです。
6. 当該変更の請求書は、署名し押印したものの数が50名以上であることを選挙管理委員会により確認し、法第五条の二第4項の規定に基づき当該変更の請求の要旨の公表については、2015年7月10日に告示いたしました。
7. 第79号議案(町区域の新設及び変更について)は、当該変更の請求書を添えて、2015年8月20日に提出いたしました。
8. 2015年10月6日の第3回町田市議会定例会において、法第五条の二第6項の規定に基づき公聴会を開かなければ議決できないことから、継続審査となりました。
9. 2015年11月6日午前に公聴会が開催され、市議会議員が審査の参考とするため、反対者3名(うち1名は当日欠席)、賛成者3名の方々からご意見を伺うとともに、質疑応答しました。

【 裏面あります。 】

10. 2015年11月6日午後から、町田市議会建設常任委員会が開催されました。公聴会を受けて、町谷町内会への経過説明が不足しているとの指摘があり、継続審査となりました。

11. 2015年11月22日に、町谷町内会820名の会員の皆様を対象として、これまでの経過報告会を開催しました。当日は31名の参加がありました。

12. 2015年11月30日に、町田市議会建設常任委員会が開催されました。

町谷町内会で行なった報告会の概要と、参加された方からのご意見を報告した結果、第79号議案（町区域の新設及び変更について）は、否決となりました。

13. 2015年12月10日に、第4回町田市議会定例会が開催されました。

建設常任委員長の報告後、市の案である第79号議案（町区域の新設及び変更について）は可決となりました。

その後、第79号議案に対する附帯決議が「本事業を実施するにあたっては、地域の分断及び自治活動に支障をきたす事は避けるべきである。よって行政は、地域住民に対して、更なる周知徹底を最大限行い、説明責任を果たされたい。」という内容で可決されました。

年 月	内 容
2012年8月	次期住所整理実施地区の選定決定
2014年11月～ 2015年1月	「町田市町区域の新設に関する市民懇談会」（計5回） 町内会・自治会へ検討内容の回覧依頼
2015年2月	市民懇談会での報告書を市長へ提出
2015年3月20日	町田市住居表示整備審議会へ諮問し、原案どおり答申を得る
2015年6月2日	新設する町区域及び町名の案を公示（広報掲載）
2015年6月29日	変更の請求書の受付
2015年7月10日	変更の請求書の要旨を告示
2015年10月6日	第3回町田市議会定例会 継続審査
2015年11月6日	公聴会の開催
	町田市議会建設常任委員会 継続審査
2015年11月22日	町谷町内会へ経過報告
2015年11月30日	町田市議会建設常任委員会 否決
2015年12月10日	第4回町田市議会定例会 市の案を可決

※市民懇談会や報告会の概要については、町田市公式ホームページをご覧いただけます。  
トップページ > 暮らし > 住まい・道路 > 都市づくり > 住所（地番）整理  
> 小川・鶴間地区で住所整理を計画しています（2016年7月予定）

【問合せ先】 町田市役所 土地利用調整課 土地利用係

電話：042-724-4254

受付時間 平日 8:30～17:00